

第三期柏市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

令和6年度第2回柏市子ども・子育て会議

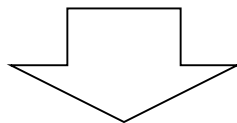
「子ども・子育て支援事業計画」とは？

子ども・子育て支援（法）制度の目的

一人一人の子どもが
健やかに成長することができる社会の実現



子ども・子育て支援事業計画に定めるもの（≡子ども・子育て会議で審議すること）



子ども・子育て支援法第72条第1項（要約）

- ◆ 特定教育・保育施設（認定こども園・認可保育園）の利用定員を定める
- ◆ 特定地域型保育事業（小規模保育事業A型，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業など）の利用定員を定める
- ◆ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制を定める
- ◆ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更する
- ◆ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関すること，またその実施状況

計画骨子の作成の考え方

1 第一期，第二期計画からのつながり

- ・ 歴代の柏市子ども・子育て会議委員（※）による議論から，考え方や子どもたちへの思いなどを受け継ぎ，積み上げてきたもの。

※ 保護者

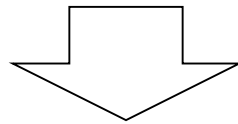
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

公募委員

2 環境変化への適応

- ・ 従前・現行計画の考え方を受け継ぎつつ，時代の変化を捉えなおす。



以上2点の考え方に基づき，計画骨子（案）を作成しています。
主に，考え方や骨子作成にあたっての留意点についてご意見を伺います。

計画骨子（案）

現行（第二期）計画の骨子をベースに情報を更新

第1章 計画の概要

- 1 策定の背景
- 2 策定の目的
- 3 計画の位置付け，計画期間

第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 国の動向（新規）
- 2 人口の状況
- 3 子育ての状況と課題（時代変化に留意）

第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性

- 1 基本理念
- 2 施策展開の方向
- 3 施策体系

第4章 施策の内容

- 1 施策の内容の見方
- 2 主な事業の年次計画
- 3 各施策の内容（法改正事業の反映）

第5章 計画の推進

- 1 計画の進捗状況の点検・評価
- 2 計画の推進体制

参考資料

第1章 計画の概要

1 策定の背景 ～なぜ、この計画を策定するのか～

- ・ 子ども・子育て支援新制度の導入から10年経過
- ・ 柏市の子どもと子育ての現状を捉えなおし、これまでの子ども・子育て支援の再検証とこれから求められる施策を記す計画であることを示す。

2 策定の目的 ～この計画は何を目指すのか～

- ・ 子ども・子育て支援の方向性を社会全体で共有すること
- ・ 子ども・子育て支援に係る様々な取組みの指針となること
- ・ 柏市の実情を踏まえた子ども・子育て支援を推進すること

3 計画の位置付け ～国の施策や上位計画のどの部分にあたるのか～

- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画であること

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- ・ 柏市第6次総合計画を上位計画とする分野別計画（子ども・子育て支援分野）として位置付けられる計画であること
- ・ 他の計画（下記）と調和が保たれたものとする

『柏市地域健康福祉計画』

『柏市生涯学習推進計画』

『ノーマライゼーションかしわプラン』

『柏市健康増進計画』

『柏市教育振興計画』

『柏市子どもの貧困対策推進計画』

『柏市ひとり親家庭等自立促進計画』

『柏市男女共同参画推進計画』

『柏市母子保健計画』

第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題

1 国の動向（新規）

「こども家庭庁の設置」，「こども基本法の施行」，「こども大綱の閣議決定」，「こどもまんなか実行計画の策定」などから，子育て施策の理念，考え方などについて俯瞰する。

2 人口等の状況

柏市の人口の概況（総人口や児童人口，世代の構成比など）から，子ども・子育てを取り巻く環境を概観する。

3 子育ての状況と課題

令和5年度に行った「柏市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を中心に，現在子育て中の方の子育てに関する感じ方や就労の状況などから課題を検証する。また，今後取り組んでいくべき課題について，確認する。

第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性

1 基本理念

柏市における子ども・子育て支援の方向性に関して、基本的な考え方を分かりやすい言葉で表現する。

2 施策展開の方向

柏市の子ども・子育て支援の方向性として、どこを（何を、どのような状態を）目指すのかを示す。第2章を踏まえた上で、具体的かつシンプルな表現に努める。

3 施策体系

目指す姿を実現するための施策を、体系的に整理する。現行（第二期）計画をベースに、施策を再構築する。

第4章 施策の内容

1 記載する事項

- ・ 施策体系で示した各施策を進めるための主要事業の内容
- ・ 国の基本指針にて定められている基本的記載事項

2 主な内容

- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」，「確保方策」を現行（第二期）計画と同様に記載

基本的記載事項（子ども・子育て支援法第61条第2項）

- ①教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

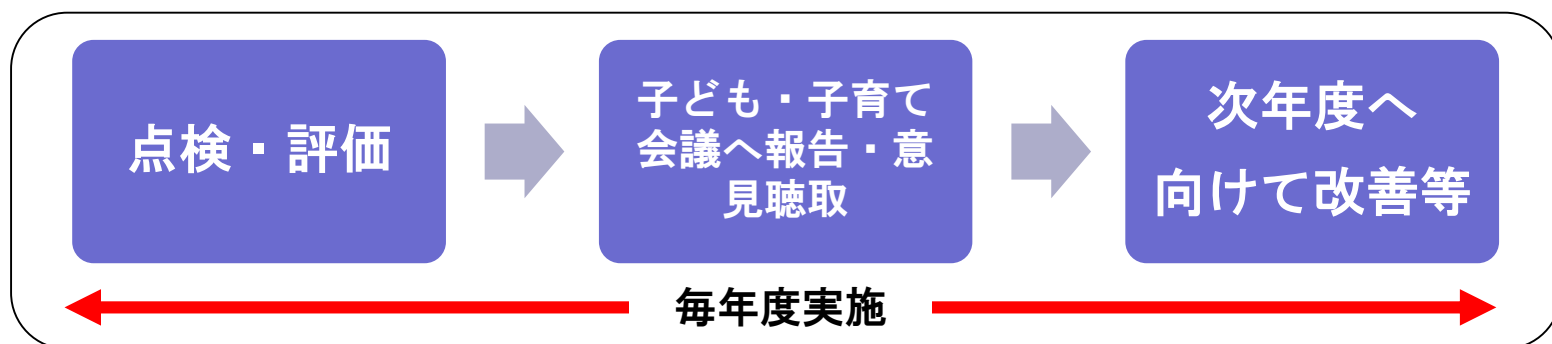
- ・ 任意記載事項などについては，他の部門計画との調和を図りつつ記載

任意記載事項（子ども・子育て支援法第61条第3項）

- ①産後・育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保に関する事項
- ②児童虐待防止，障害児支援等に関する事項
- ③ワーク・ライフ・バランスに関する事項

第5章 施策の推進体制

- ・ 施策の着実な推進のために、毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施する。
- ・ 計画開始後の実態が「量の見込み」等と大きくかい離するような場合には、必要に応じて、計画の見直しを行う（計画期間の中間年を目安⇒第三期は令和9年度）
- ・ 点検・評価や計画の見直しに当たっては、子ども・子育て会議において意見を聞く。



R7	R8	R9	R10	R11
第三期 柏市子ども・子育て支援事業計画				
		見直し審議	改訂版	